

改正

平成30年4月1日告示第45号

平成31年3月14日告示第8号

令和2年3月31日告示第44号

令和3年3月31日告示第81号

令和7年10月1日告示第161号

輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、輪島市景観条例（平成21年輪島市条例第50号。以下「条例」という。）第31条に規定する必要な支援に関し、輪島市補助金等交付規則（平成30年輪島市規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号及び第2号の行為のうち、輪島景観重点地区修景整備事業取扱指針（以下「指針」という。）により補助対象として定める事業（以下「補助事業」という。）を行った者とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年1月1日から令和7年9月30日までの間に補助事業を行った者については、当該補助事業の完了した日から起算して1年を超えない日を期限として、当該補助事業で交付を受けた補助金の額と次条に定める補助金の額との差額が分かる書類を提出できる場合に限り、対象者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業に係る費用が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を補助事業に係る費用から控除するものとする。

(1) 他の補助制度等により補助金等の交付を受ける場合 補助金等として交付を受ける額（当該補助制度等に補助率の定めがあるときは、補助金等を補助率で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））

(2) 公共事業の施行に係る移転補償の対象となる場合 当該移転補償として受ける額

(補助事業の認定の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業認定申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、補助事業の着手前に行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（補助事業の認定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による補助事業認定申請書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の認定をするかどうかを決定し、補助事業認定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業を認定する場合において、必要な条件を付することができる。

（変更等の手続）

第6条 前条の規定による補助事業認定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により補助事業認定申請書の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、輪島景観重点地区修景整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第7条 市長は、前条の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該変更等を承認するかどうかを決定し、輪島景観重点地区修景整備事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により速やかに当該補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に当該補助事業が適切に行われたことを証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その結果を、補助金交付（不交付）決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者には通知するものとする。

2 補助金は、原則として前項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者の請求により交付する。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

4 市長は、補助事業者に対し、補助事業の内容及び補助金の使用に関して必要があると認めるときは、その改善を指示できるものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) その他市長が特に適当でないとして認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第45号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成31年3月14日告示第8号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第44号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第81号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和7年10月1日告示第161号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱の規定により行われた申請、決定その他の行為は、この告示による改正後の輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱の規定により行われた申請、決定その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

区分		補助金の額	限度額
輪島景観重点地区	屋根（下屋根、庇等を含む。）	補助事業に係る費用の3分の2 以内の額	100万円
	外壁	補助事業に係る費用の3分の2 以内の額	100万円
	外部建具	補助事業に係る費用の3分の2 以内の額	100万円
	外構、工作物等	補助事業に係る費用の3分の2 以内の額	100万円
景観重要建造物		補助事業に係る費用の3分の2 以内の額	300万円
景観重要樹木		補助事業に係る費用の3分の1 以内の額	20万円

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 輪島景観重点地区内にある景観重要建造物は輪島景観重点地区の補助金の対象としない。
- 3 輪島景観重点地区内で新築する場合において、指針に定める屋根の修景基準を満たさないときは、輪島景観重点地区の補助金の対象としない。
- 4 令和6年1月1日から令和7年9月30日までの間に補助事業を行い補助金の交付を受けた者については、この表の補助金の額からこの表の各区分に応じて当該補助事業で交付を受けた補助金に相当する額を控除した額を補助金の額とする。



## 収支予算書

## 1 収入の部

科目	金額(円)	備考
市補助金		
自己資金		
その他( )		
合計		

## 2 支出の部

科目	金額(円)	備考
補助対象経費		屋根 外壁 外部建具 外構、工作物等 景観重要建造物 景観重要樹木
補助対象外経費		
合計		

住所  
氏名

輪島市長

印

### 補助事業認定(却下)通知書

輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり認定(却下)したので通知します。

#### 記

対 象 項 目	<input type="checkbox"/> 輪島景観重点地区( 地区) <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
名 称	
所 在 地	〒 ー
交付申請予定額	金 円
認定に付す条件 (却下の場合 その理由)	

年 月 日

輪島市長

申請者 住所

氏名

輪島景観重点地区修景整備事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け第 号により認定の通知があった補助事業について  
下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認されたく輪島景観重点地区修景整備事  
業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更の内容

3 交付申請予定額	変更前の金額	円
	変更後の金額	円
	差 額	円

第 号  
年 月 日

住所

氏名

輪島市長 印

輪島景観重点地区修景整備事業変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで変更(中止・廃止)の申請があった補助事業については、輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱第7条に基づき承認する(しない)ことを決定したので通知します。

対 象 項 目	<input type="checkbox"/> 輪島景観重点地区( 地区) <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
名 称	
所 在 地	〒 ー
交付申請予定額	金 円
承認に付す条件 (不承認の場合 その理由)	

年 月 日

輪島市長

(申請者)〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

### 補助金交付申請書兼実績報告書

輪島景観重点地区修景整備事業補助金の交付を受けたいので、輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請及び実績報告します。

また、補助金に関する審査及び調査のため、私の個人情報(税情報を含む。)を閲覧することに同意します。

#### 記

対 象 項 目	<input type="checkbox"/> 輪島景観重点地区( _____ 地区) <input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木		
名 称			
所 在 地	〒 _____		
事 業 期 間	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
交 付 申 請 額	金	円(1,000円未満切捨て)	

#### ※添付書類(□にチェック)

- 収支の実績(別紙)
- 竣工写真(カラーのものに限る。)
- 工事等の完成図書(配置図、平面図、着色した立面図)
- 工事等に係る費用の内訳が確認できる書類(契約書、請書、注文書等)の写し
- 工事等に係る支払が確認できる書類(領収書等)の写し
- その他市長が必要と認める書類

## 収支の実績

## 1 収入の部

科目	金額(円)	備考
市補助金		
自己資金		
その他(借入金等)		
合計		

## 2 支出の部

科目	金額(円)	備考
補助対象経費		屋根 外壁 外部建具 外構、工作物等 景観重要建造物 景観重要樹木
補助対象外経費		
合計		

住所

氏名

輪島市長 印

### 補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった輪島景観重点地区修景整備事業補助金については、輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記条件を付して補助金を交付する(交付しない)ことに決定し、補助金額を確定したので通知する。

#### 記

- 1 この補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け補助金交付申請書兼実績報告書に記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金額	金	円
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業に係る帳簿及び書類は、当該補助事業を完了した日から起算して5年を経過する日の属する市の会計年度末日まで保存すること。
- 5 この補助事業により効用の増加した建築物等について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年以内に廃止若しくは処分したとき又は要綱第10条第1項各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還すること。
- 6 以上のほか、輪島市補助金等交付規則の定めに従うこと。

不交付の場合 その理由